

(前略)

ただし、当該借入れには、借入れの条件として、本投資法人の各決算日を基準として、本投資法人の負債比率（D/E 比率）や元利金支払能力を判定する指標（DSCR）を維持する財務制限条項が設けられる見込みであり、この制限に違反した場合には、担保設定を求められる等の可能性があります。詳細は、後記「3 投資リスク (1) リスク要因 ② 本投資法人の運用方針に関するリスク (ト) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク c. 財務制限条項に関するリスク」をご参照ください。

<訂正後>

(前略)

ただし、当該借入れには、借入れの条件として、本投資法人の各決算日を基準として、本投資法人の負債比率（D/E 比率）や元利金支払能力を判定する指標（DSCR）を維持する財務制限条項が設けられており、2 回連続した決算日において財務制限状態に該当した場合のほか、オペレーターが支払停止又は支払不能に陥った等の倒産状態となった場合及び金銭消費貸借契約上の期限の利益喪失事由が発生した場合には、担保設定を求められる等の可能性があります。詳細は、後記「3 投資リスク (1) リスク要因 ② 本投資法人の運用方針に関するリスク (ト) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク c. 財務制限条項に関するリスク」をご参照ください。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

- (ト) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
- c. 財務制限条項に関するリスク

<訂正前>

本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該借入れ又は投資法人債の発行の条件として、資産・負債等若しくは利益（損失）・元利払金等に基づく一定の財務指標上の数値を維持する財務制限条項が設けられる、又は一定の規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらの制限に違反した場合には、担保設定や金銭の積立を求められ、新規借入若しくは投資法人債発行、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）又は自己投資口の取得、再生可能エネルギー発電設備の売買等が制限され、又は当該借入れに係る借入金若しくは投資法人債の元利金について期限の利益を喪失する等の可能性があります。その結果、本投資法人の運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。本投資法人が取得予定資産の取得に際して予定している借入れについては、本投資法人の各決算日を基準として、本投資法人の負債比率（D/E 比率）や元利金支払能力を判定する指標（DSCR）を維持する財務制限条項が付されているほか、上記のような一般的な条項が設けられる見込みです。

(後略)

<訂正後>

本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該借入れ又は投資法人債の発行の条件として、資産・負債等若しくは利益（損失）・元利払金等に基づく一定の財務指標上の数値を維持する財務制限条項が設けられる、又は一定の規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらの制限に違反した場合には、担保設定や金銭の積立を求められ、新規借入若しくは投資法人債発行、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）又は自己投資口の取得、再生可能エネルギー発電設備の売買等が制限され、又は当該借入れに係る借入金若しくは投資法人債の元利金について期限の利益を喪失する等の可能性があります。その結果、本

投資法人の運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。本投資法人が取得予定資産の取得に際して予定している借入れについては、本投資法人の各決算日を基準として、本投資法人の負債比率（D/E 比率）や元利金支払能力を判定する指標（DSCR）を維持する財務制限条項が付されているほか、上記のような一般的な条項が設けられています。
（後略）

第三部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

2【役員の状況】

<訂正前>

（前略）

監督役員	森田 康裕	平成 4 年 4 月 平成 9 年 1 月 平成 19 年 12 月 平成 21 年 2 月 平成 21 年 10 月 平成 21 年 10 月 平成 27 年 8 月 平成 28 年 4 月	中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人） 経済産業省経済産業政策局 出向 新日本有限責任監査法人 アドバイザリーサービス部 <u>専門職管理職</u> 東京共同会計事務所 <u>フィナンシャルソリューション部 マネジャーを経て経営企画室（現任）</u> 森田康裕公認会計士事務所 所長（現任） タカラレーベン・インフラ投資法人 監督役員 就任（現任） グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員（現任）	0
------	-------	---	---	---

<訂正後>

（前略）

監督役員	森田 康裕	平成 4 年 4 月 平成 9 年 1 月 平成 19 年 12 月 平成 21 年 2 月 平成 21 年 10 月 平成 21 年 10 月 平成 24 年 6 月 平成 27 年 8 月 平成 28 年 4 月	中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人） 経済産業省経済産業政策局 出向 新日本有限責任監査法人 アドバイザリーサービス部 <u>復職</u> 東京共同会計事務所 森田康裕公認会計士事務所 所長（現任） 森田康裕税理士事務所 <u>所長（現任）</u> タカラレーベン・インフラ投資法人 監督役員 就任（現任） グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員（現任）	0
------	-------	--	--	---